

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する命令案」に関する御意見募集の結果について

令和3年12月27日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

1. 概要

デジタル庁デジタル社会共通機能グループでは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する命令案」の内容について、以下の要領で、国民の皆様から御意見を募集しました。

○募集期間：令和3年11月10日から12月9日まで（行政手続法に基づく手続）

○提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム及び郵送にて御意見を受付

2. お寄せ頂いた御意見

17件（なお、本命令案の内容と直接関係のない御意見が10件）

3. 御意見と御意見に対する考え方

御意見及び御意見に対するデジタル庁デジタル社会共通機能グループの考え方は、別添1のとおりです。なお、御意見の内容により整理又は要約しております。

4. その他

本命令案については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する命令として、本日、公布しております。

なお、デジタル庁デジタル社会共通機能グループにおける検討の結果、必要な修正を行い、別添2のとおりとなっております。